

令和8年2月17日開催 東久留米駅西口昇降施設の改築に伴う都市計画変更原案説明会における
主なご意見と市の回答

	主なご意見	市の回答
1	本日の会はどのような目的で開催しているのか。	本日の都市計画変更原案についての説明会は都市計画法第16条に基づいて開催をしていますが、都市計画案を作成するにあたって、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされていることから、今回、説明会という形でご説明をさせていただき、その後にご意見ご質問をいただくという形での開催という整理をしています。ご意見については本日お伺いすることも含めて、ご意見フォームを開設いたしますので、そちらの方にご意見をお寄せいただき、市の方で整理をさせていただくものです。
2	この西口の開発、富士見テラスの再建を市の皆さんと市民と手を取り合って、協力して進めてほしい。他の街のペDESTリアンデッキの取り組みの中で、ワークショップ等があるということを聞いているので、従来を超えたような市民と市との協働を進めるためのプランを示してほしい。	まず前提として、西口の昇降施設の改築にあたっては、過去の経過も踏まえ、条件として施設の現行法適合があります。そちらについては、法的な制限また関係機関との協議などもあることから、まずはここを市の方で整理し、今回の整備方針としてお示ししたものです。今後、具体的なデザインや、意匠的な部分に関しては、皆様のご意見を聞きながら、その法適合の範囲の中でご意見をいただいて検討していくものと考えております。協働に関しても、そのご意見を伺う方法なども含め、検討していきたいと考えております。
3	本資料の図面などを書いたのは誰なのか。	整備方針の策定のための根拠となる資料作成支援のなかで、コンサルタント事業者に委託をしています。なお、現在は委託契約などはしておらず、市単独で行っています。今後の設計や施工等については、どのように発注するかも含め、今後検討していくものですので、現時点で特に事業者が決

		まっているものではありません。
4	市長の参加が欲しかった。リモートで構わないから直接市長の言葉で西口をこうやって開発しますという意見が欲しかった。	本日の説明会は整備方針の概要と都市計画変更原案について説明し、皆様からご意見を伺うことを目的としております。所管部署の職員より、直接説明会の中でご意見をお伺いさせていただくこととしておりますので、今回の説明会の内容等については後日市長の方には報告をさせていただきます。
5	どのようにして市民みんなの意見を聞き、良い西口にするかを考えてもらいたい。	※いただいたご意見を踏まえ、今後の取組の参考とさせていただきます。
6	湧水の街と言われているので、その緑にふさわしい、緑の部分を極力設けて欲しい。	※いただいたご意見を踏まえ、今後の取組の参考とさせていただきます。
7	工事の際は十分な説明をして欲しい。	※いただいたご意見を踏まえ、今後の取組の参考とさせていただきます。
8	説明会方式ということに不安を持っている。膝を突き合わせて市と市民が協働で出来るような場が欲しい。	※いただいたご意見を踏まえ、今後の取組の参考とさせていただきます。
9	乗せる人を待つことは駐車とみなされる場合があるということが理解出来ない。一般車乗降場が5台では、渋滞が起きるのではないかな。	限られたスペースを有効活用するために、一度に多くの人を運ぶバス、待機が必要なタクシーのスペースが優先的に確保されますが、一方で一般車で送迎も重要な移動手段であるということは理解をしているところです。公共交通を優先しつつルールを守って、一般車も共存する形での運用を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解くださいますようお願いいたします。
10	違法状態のものをまず合法化するということの手段として、全体をまず壊して行うということは問題だと思う。みんなが利用して、それで道路の妨げ、車の妨げにもなっていないので、まず合法的に東京都と話し合って、現状の部分を最大限使うべきではないかな。	※いただいたご意見を踏まえ、今後の取組の参考とさせていただきます。
11	市の限られた職員だけで行うのでは厳しいと思うので、なるべく多くの市民の力とか、アイデアを出してもらい、市側と市民側とか協力しながら、良い方向に進んでってほしい	ホームページに掲載している「令和8年1月15日説明会の主なご意見と市の回答（要約版）」は、実際に当日にやり取りさせていただいた内容の要約であり、ご指摘の件に

	と思う。市民の声は伺いますと言い、一応聞く機会は作っているが、対話になっていない。また、前回の説明会での自分の発言に対し、市の回答が「※ご意見となります」の一言しかない。	つきましては、当日ご意見として伺ったため、このような記載となっておりますことをご了承ください。
12	都市計画道路の路上に建築物があつていいのか。	例外を除き、道路上に建築物を建てることは出来ません。現在、駅西口昇降施設は都市計画道路上に建っているといったところが法適合の観点から問題となっており、今回その法適合に向けてどのような形で改築していくかを整備方針としてお示しをさせていただいたところです。
13	現在の駅西口は目の見えない方への点字の配慮が足りない。再整備の際は、目の見えない方への意見を聞いて実施して欲しい。	※いただいたご意見を踏まえ、今後の取組の参考とさせていただきます。

※「市の回答」欄については、説明会当日の内容を要約しているものであり、当日のご意見について、当日に市が回答した内容を記載しているものです。